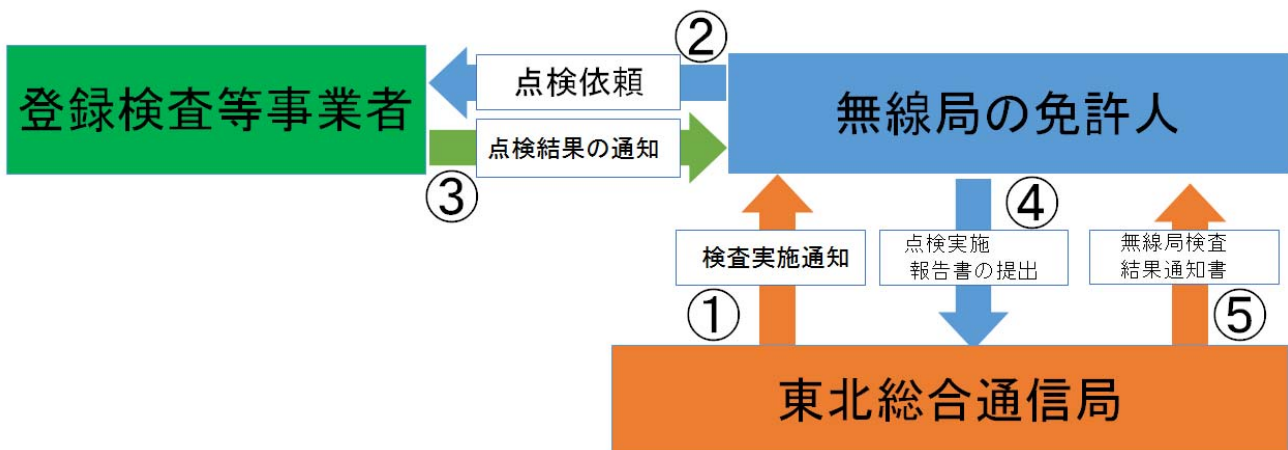


登録検査等事業者制度の概要

登録検査等事業者制度とは、総務大臣の登録を受けた登録検査等事業者が、無線設備等の検査（又は点検）を行い、免許人から当該検査（又は点検）の結果を記載した書類の提出があったときは、無線局の定期検査を省略（又は新設検査、変更検査及び定期検査の一部を省略）することができる制度です。

【登録検査等事業者による点検の流れ】



(参考)

電波法（昭和25年法律第131号）抜粋

第24条の2 無線設備等の点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。
2～6（略）

第24条の7 1（略）

2 総務大臣は、登録検査等事業者がその登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る検査又は点検の業務を行っているとき、当該登録検査等事業者に対し、無線設備等の検査又は点検の実施の方法その他の業務方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第24条の10 総務大臣は、登録検査等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は期間を定めてその登録に係る検査又は点検の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～三（略）

四(略)検査を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽って通知したこと(略)が判明したとき。

五～六（略）